

個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について（諮問）

教育再生実行会議

第5次提言（H26.7.3）

・社会経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人を育成するとともに、専門高校卒業者の進学機会や社会人の学び直しの機会の拡大に資するため、国は、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を制度化する。

第6次提言（H27.3.4）

・第5次提言で述べた実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化が地域の職業人育成に大きな効果をもたらすことが期待できることから、その実現に向けた取組を推進する。

・国は、大学等の学修に加え、大学等の公開講座、各種の検定試験、通信教育など個々人が学んだ成果を蓄積し、その後の就業や更なる学修にいかせるような学習成果の評価・活用の仕組みや、それらが社会的に認められるようにその質、内容を保証する仕組みを構築する。例えば、ICTを活用し、学修履歴を記録し、活用できる基盤となるような仕組みを整備する。

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議 （H26.10より開催 H27.3審議のまとめ）

【基本的方向性】

○ 新機関は、大学体系の中に位置付け、学位授与機関とすることを基本とする
（国際的・国内的通用性の確保の重要性や、高等教育体系の多様化の促進のため大学・短大・質の高い専門職業人養成を行う専門学校が移行しうる仕組とする必要性等を勘案）

【制度化の主要論点】

- 主目的は、「質の高い専門職業人養成のための教育」とする
- 実習、実技、演習、実験等を重視
PBLやインターンシップを積極的に導入
- 教育課程編成や評価に産業界が参画
- 新機関に相応しい設置基準を設置し、国により設置認可 等

中央教育審議会への諮問（H27.4.14～）

■ **個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方**について審議

■ 総会に置く特別部会（新設）及び生涯学習分科会に置く部会（新設）において、以下の事項をそれぞれ審議

<検討事項>

○ **社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人の育成**について（新たな高等教育機関の制度化）

- ・社会の人材ニーズに即応し、各職業分野の特性を踏まえた質の高い職業人養成を行うことができる制度設計
- ・高等教育機関としての質を確保し、新機関の学修成果が国際的にも国内的にも適切な評価を受けられる制度の在り方
- ・高校生の進路の選択肢拡大や、より高度な技術や知識の習得を目指して学び直す際に就職後も社会人が学習しやすい仕組み

○ **生涯を通じた学びによる可能性の拡大、自己実現及び社会貢献・地域課題解決に向けた環境整備**について

- ・各種教育プログラムや検定試験の信頼性や質保証の仕組みづくりとこれらを様々な場面で活用できるようにするための方策
- ・情報通信技術の進展も踏まえ、民間事業者や大学等における各種教育プログラムや検定試験について、学習履歴を安全に管理するとともに、適切に活用し、より高度な学習や幅広い活動等につなげる仕組み